



(注意) 上記は平成29年2月時点における法律に基づく。その後の法改正で取扱が変わることがある。災害発生から特定非常災害特別措置法により救済措置が認められるまでは、新潟中越地震で約3週間後、東日・大震災で2～3日後であり、救済期間は新潟中越地震で6か月弱、東日・大震災で1年少々であった。特定非常災害特別措置法については適用地域・延長期間に注意。なお上記地震の時の法律は現在の法律と異なり救済を受けられる手続の種類は異なっていた。責めに帰せない理由は正しくは責めに帰すことができない理由である。 (2016年度改訂)